

令和3年5月31日招集

5月定例総会 議事録

新潟市中央農業委員会

令和3年度5月 新潟市中央農業委員会定例総会 議事録

1 開催日時 令和3年5月31日（月）午後1時55分から午後2時27分

2 開催場所 江南区役所 3階 302会議室

3 出席委員（19人）

1番	虎澤栄三	2番	石山和徳	3番	渡邊芳枝
5番	鈴木健二	6番	小熊義信	7番	山岸信一
8番	成田誠一	9番	内藤浩一	10番	谷澤康雄
11番	坂井雄一	12番	塚原幸夫	13番	鈴木金一
14番	別所正幸	15番	神田和博	16番	石塚絹代
17番	田中さとみ	18番	仁多見繁隆	19番	齋藤茂博
5番	増子修平（農地利用最適化推進委員）				

4 欠席委員 4番 小戸田修子

5 議事日程

第1 議事録署名委員選出

第2 議事

(1)農地部会所掌

議案第20号	農地法第4条許可申請に関する処分決定について
議案第21号	農地法第5条許可申請に関する処分決定について
議案第23号	農地法第3条許可申請に関する意見決定について
議案第24号	買受適格証明願に関する意見決定について
報告事項	農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
報告事項	農地法第3条の3の規定による届出書の受理について
報告事項	農地の転用事実に関する照会書について
報告事項	農地法第4条転用届出に関する受理について
報告事項	農地法第5条転用届出に関する受理について

(2)農政振興部会所掌

議案第22号 新潟市農用地利用集積計画の決定について

(3)その他

6 農業委員会事務局職員

事務局長	坂井靖彦	事務局次長	佐藤敏宏	事務局次長	小林友衛
農地係長	伊藤洋	農政振興係長	八百板恵	管理係主査	遠藤文博

7 会議の概要

小林次長	<p>それでは、これより5月定例総会を開会いたします。欠席届が出ておりますので、報告いたします。4番小戸田修子委員、以上1名でございます。新潟市中央農業委員会会議規則第4条の規定により、定足数を満たしており、会議は成立しておりますことをご報告申し上げます。なお、第1地域調査委員長として農地利用最適化推進委員の増子修平委員からもご出席いただいております。よろしくお願いたします。同委員会会議規則第5条の規定により、虎澤会長から議長をお務めいただきます。どうぞ議長席へお願いたします。</p>
議長(会長)	<p>(虎澤会長 挨拶)</p> <p>それでは議事録署名委員について、お諮り申し上げます。議事録署名委員については、私に一任いただけますでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長(会長)	<p>異議なし、ということですので、私の方でご指名申し上げます。5番鈴木健二委員、6番小熊義信委員を指名いたします。議事に入る前に、総会の議長についてご提案申し上げます。委員会会議規則第5条の規定によると、総会の議長は会長が務めることとなっておりますが、両部会の所掌に関する議事につきましては、それぞれの部会長から議長を務めていただき、その他については、私が議長を務めることを提案いたします。いかがでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長(会長)	<p>異議なし、ということですので、農地部会の所掌に関する議事につきましては、鈴木農地部会長さんから、また、農政振興部会の所掌に関する議事につきましては、別所農政振興部会長さんから議長を務めていただき、その他について私が議長を務めることといたします。最初は、農地部会の所掌に関する議事ですので、議長は、鈴木農地部会長と交代いたします。</p>
議長(農地部会長)	<p>(鈴木農地部会長 挨拶)</p> <p>議事の都合上、追加の議案第23号農地法第3条許可申請に関する</p>

<p>農地係長</p>	<p>る意見決定について、追加の議案第24号買受適格証明願に関する意見決定について（法第3条許可）、議案第20号農地法第4条許可申請に関する処分決定について、議案第21号農地法第5条許可申請に関する処分決定について、の順番に審議を進めることとし、一括して事務局の説明をお願いいたします。</p> <p>農地係の伊藤でございます。それでは、私の方から着席のまま、ご説明申し上げます。</p> <p>初めに、今月の議案に係る地区毎の申請件数をご説明いたします。本日配布の地区別議案件数及び報告事項件数をご覧ください。農地法第3条許可申請に関する意見決定が、大形地区で1件、両川地区で2件、亀田地区で1件の計4件です。買受適格証明願に関する意見決定が、亀田地区で1件です。農地法第4条許可申請に関する処分決定が、両川地区で1件です。農地法第5条許可申請に関する処分決定が、石山地区で1件、大形地区で2件、両川地区で1件の計4件です。今月の議案件数は、合計で10件となります。また、私からは、調査委員会に付されていない案件をご説明し、調査委員会に付されている案件は、この後の各調査委員長からの報告をもって説明に代えさせていただきます。</p> <p>それでは、議案第23号農地法第3条許可申請に関する意見決定について、をご覧ください。1ページの両川地区第3号は、売買により所有権を移転するものです。県外居住の譲渡人が耕作できないため、従妹である譲受人に耕作をお願いするため、申請に至りました。申請地は、江南区嘉瀬の畑1筆648㎡で、農用地区域外です。譲受人世帯の経営面積は、55.88aで農業従事者は4名、農作業経験に問題はなく、必要な農機具も一式所有されています。また、経営に供すべき農地は、すべて耕作されており、今後も効率的に利用できるものと認められます。以上、で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。</p>
<p>議長(農地部会長)</p>	<p>ありがとうございました。それでは、調査委員会の調査結果について第1地域の報告をお願いいたします。</p>
<p>第1地域調査委員長</p>	<p>第1地域調査委員会の調査結果について報告いたします。調査案件は、第3条申請が2件、第4条申請が1件、第5条申請が4件でした。</p>

まず、追加議案第23号農地法第3条許可申請に関する意見照会です。1ページ1号は、譲受人から事情聴取しました。農地を売買によって取得するものです。労力不足により、耕作ができない譲渡人と譲受人の間で話がまとまり、申請に至りました。申請地は、東区河渡の畑1筆1,148㎡で農用地区域内です。世帯の経営面積は、237.69aです。農業従事者は1名、農作業経験は問題ありません。経営に供すべき農地は、すべて耕作されており、今後も効率的に利用できるものと認められることから、取得後もしっかり耕作するよう指導しました。

1ページ2号は、譲受人から事情聴取しました。農地を売買によって取得するものです。離農するため耕作ができない譲渡人と譲受人との間で話がまとまり、申請に至りました。申請地は江南区嘉瀬の畑1筆234㎡で、農用地区域内です。世帯の経営面積は、73.06aです。農業従事者は2名、農作業経験は問題ありません。経営に供すべき農地はすべて耕作されており、今後も効率的に利用できるものと認められることから、取得後もしっかり耕作するよう指導しました。

次に、議案第20号農地法第4条許可申請についてです。議案書1ページ1号は、転用者から事情聴取しました。農地を露天資材置場敷地、及び農舎建築敷地に転用するものです。元々申請地には、既存の農舎とビニールハウスがありましたが、この冬の雪の影響で、ビニールハウスが倒壊しました。そこで、以前より要望があった近隣保育園の職員駐車場敷地に転用することを計画し、申請に至りました。申請地は、江南区酒屋町の畑1筆879㎡です。農地区分は、宅地に囲まれた10ha未満の小集団の農地のため、第2種農地と判断されます。資金は、自己資金で賄います。転用にあたり、排水施設を設置し、隣接農地は転用者の農地しかいないため、許可するにあたって問題ないものと判断し、許可が出るまで工事を行わないよう指導しました。

次に、議案第21号農地法第5条許可申請についてです。2ページ1号は、転用者の代理人から事情聴取しました。農地に貸借権を設定し、携帯電話基地局設備工事に伴う駐車場敷地に一時転用するものです。転用者は、申請地の隣地の携帯電話基地局の設備工事を請負い、その工事のための駐車場として、一時的に使用するため申請に至りました。申請地は、東区竹尾4丁目の畑1筆146㎡のうち59.54㎡です。農地区分は、農業振興区域内ですが、一時転用のた

め許可できるものです。資金は自己資金で賄います。転用にあたり、近隣農地に被害を与えないこと、転用期間終了後は、農地に復元するなど、許可するにあたって問題ないものと判断し、許可が出るまで工事を行わないよう指導しました。

2ページ2号は転用者の代理人から事情聴取しました。農地に貸借権を設定し、工事のための仮設現場事務所敷地、資材置場及び駐車場敷地に一時転用するものです。転用者は、新潟市発注の防雪柵工事を請負い、その工事のための仮設現場事務所敷地と資材置場および駐車場敷地として、一時的に使用するため申請に至りました。申請地は、東区津島屋8丁目の田1筆2,122㎡です。農地区分は、農業振興区域内ですが、一時転用のため許可できるものです。資金は、自己資金で賄います。転用にあたり、近隣農地に被害を与えないこと、転用期間終了後は、農地に復元するなど許可するにあたって問題ないものと判断し、許可が出るまで工事を行わないよう指導しました。

2ページ3号は、転用者から事情聴取しました。農地を売買により取得し、個人住宅建築敷地に転用するものです。転用者は、現在の自宅が手狭となり、自身が経営している事務所付近で、個人住宅敷地がないか探していたところ、申請地が見つかり、申請に至りました。申請地は、東区下山2丁目の畑1筆203㎡です。農地区分は、住宅が連たんしている区域内の農地であることから第3種農地であると判断されます。資金は、自己資金と借入金で賄います。転用にあたり、排水施設を設置し、隣接農地はないため、許可するにあたって問題ないものと判断し、許可が出るまで工事を行わないよう指導しました。

2ページ4号は転用者から事情聴取しました。農地に使用貸借権を設定し、個人住宅建築敷地に転用するものです。転用者は、現在県外に住んでいますが、生まれ育った土地で居住したいと考え、兄が所有する農地に個人住宅を建築するため申請に至りました。申請地は、江南区嘉瀬の畑1筆240㎡です。農地区分は、周辺に10ha以上の農地が広がっているため第1種農地と判断されます。資金は、自己資金で賄います。転用にあたり、土留め、排水施設を設置し、周辺農地に対する被害防除策をとることから許可するにあたって問題ないものと判断し、許可が出るまで工事を行わないよう指導しました。以上です。

議長(農地部会長)	<p>ありがとうございました。続きまして、第2地域の報告をお願いします。</p>
第2地域調査委員長	<p>第2地域調査委員会の調査結果について、報告いたします。調査案件は、農地法第3条許可申請が1件、農地法3条買受適格証明願が1件でした。</p> <p>初めに、追加議案第23号の2ページ亀田地区4号は、譲受人から事情聴取しました。農地を売買によって、取得するものであります。譲渡人が病気で耕作ができなくなったこと、また、近くに受人のハウスがあり、ハウスの乗入れ等で使用することから売買で所有権を移転するため申請しました。申請地は、江南区早通1丁目の畑2筆 336㎡で、農用地区域外です。譲受人の経営面積6,951㎡、農業従事者は2名、農作業経験に問題はなく、必要な農機具も所有しています。経営農地は全て耕作されており、今後も耕作ができるものと認められることから、取得後もしっかりと耕作するよう指導しました。</p> <p>次に、追加議案第24号亀田地区1号は、願出人より事情聴取しました。以前から耕作している農地の一部に買受けようとする農地があり、引き続き一体として耕作を行いたいことから、新潟地方裁判所の農地の競売に参加するため、買受適格証明願を申請しました。申請地は、江南区丸潟、田1筆53㎡で農用地区域内です。願出人の経営面積は31,063㎡、農業従事者は1名、農業経験に問題はなく、機会による作業は部分的に委託をしていますが、経営農地は全て耕作されており、今後も耕作できるものと認められることから、取得後もしっかりと耕作するよう指導しました。以上です。</p>
議長(農地部会長)	<p>ただいまの事務局の説明及び各調査委員長の報告について、ご質問、ご意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議長(農地部会長)	<p>皆さんからご質問、ご意見がありませんので、追加の議案第23号農地法第3条許可申請に関する意見決定について、審議いたします。許可相当と決するに異議はありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>

議長(農地部会長)	<p>皆さんから異議がありませんので、許可相当と決定することとし、事務局から市長へ回答をお願いします。次に、追加の議案第24号買受適格証明願に関する意見決定について（法第3条許可）を審議いたします。適格相当と決するに異議はありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長(農地部会長)	<p>皆さんから異議がありませんので、適格相当と決定することとし、事務局から市長へ回答をお願いします次に、本冊1ページの議案第20号農地法第4条許可申請に関する処分決定について、審議いたします。許可と決するに異議はありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長(農地部会長)	<p>皆さんから異議がありませんので、許可すべきものと決定し、3,000㎡を超える案件がありませんので、県農業会議への諮問は不要であることから、許可処分を行います。次に、本冊2ページの議案第21号農地法第5条許可申請に関する処分決定について、審議いたします。許可と決するに異議はありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長(農地部会長)	<p>皆さんから異議がありませんので、許可すべきものと決定し、3,000㎡を超える案件がありませんので、県農業会議への諮問は不要であることから、許可処分を行います。続きまして、報告に移ります。報告事項農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について、報告事項農地法第3条の3の規定による届出書の受理について、報告事項農地の転用事実に関する照会書について、報告事項農地法第4条転用届出に関する受理について、報告事項農地法第5条転用届出に関する受理について、一括して事務局の説明をお願いします。</p>
農地係長	<p>それでは、私から着席のまま、ご説明申し上げます。</p> <p>まず、報告事項農地法第18条第6項の規定による通知書の受理についてです。議案書の3ページから6ページになります。大江山</p>

	<p>地区で2件,両川地区で1件,横越地区で10件の計13件について,届出書を受理しましたので,ご報告いたします。</p> <p>次に,報告事項農地法第3条の3の規定による届出書の受理についてです。議案書の7ページをご覧ください。農地が相続等の農地法の許可不要事由により権利移動したものについて,適正に農地として利用されるように届出が義務付けられています。なお,農業委員会による斡旋の希望がある場合は,その地域の農業委員に斡旋の相談を行うこととなります。大江山地区で1件,横越地区で1件の計2件について,届出書を受理しましたので,ご報告いたします。なお,農地については,自作されており,斡旋の希望はありませんでした。</p> <p>続きまして,報告事項農地の転用事実に関する照会書についてです。議案書の8ページをご覧ください。新潟地方法務局から記載の11件について,照会がありました。石山地区で1件,大形地区で4件,大江山地区で2件,鳥屋野地区で2件,亀田地区で2件の照会で,現地確認のうえ,非農地として回答しておりますので,ご報告いたします。</p> <p>続きまして,報告事項農地法第4条転用届出に関する受理についてです。議案書の9ページをご覧ください。鳥屋野地区で2件1,309㎡の届出書を受理しましたので,ご報告いたします。</p> <p>続きまして,報告事項農地法第5条転用届出に関する受理についてです。議案書の10ページ,11ページをご覧ください。石山地区で5件,大形地区で2件,鳥屋野地区で1件,横越地区で1件の計9件2,232.42㎡の届出書を受理しましたので,ご報告いたします。以上で,説明を終わります。</p> <p>議長(農地部会長)</p> <p>ただいまの事務局の説明について,ご質問,ご意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p> <p>議長(農地部会長)</p> <p>皆さんからご質問,ご意見がありませんので,報告を終わります。以上で農地部会所掌の議事は終了しましたので,議長を別所農政振興部会長と交代いたします。</p> <p>議長(農政振興部会長)</p> <p>(別所農政振興部会長 あいさつ)</p>
--	---

<p>農政振興係長</p>	<p>それでは、農政振興部会所掌の議事を進めます。別冊の議案第22号新潟市農用地利用集積計画の決定について、事務局の説明をお願いします。</p> <p>振興係の八百板です。別冊の議案第22号について、説明いたします。</p> <p>表紙をめくっていただきますと、地区別実績表の合計となっています。次ページが新規分となり、利用権設定が大江山地区1件、所有権移転が大江山地区1件で、面積が1,536㎡になります。続きまして、次ページが利用権設定による契約内容となっています。表の右上のカッコの数字がページ数となります。1ページは、相対で新規契約した案件になります。契約内容ですが、土地改良費を貸し手が負担し、賃借料を口座振替により支払うことで合意した内容となっています。続きまして、2ページをご覧ください。こちらは、売買による所有権移転の案件になります。契約内容ですが、1号は農地を相続した者が農業を営んでいないことから、農地の規模拡大を図る譲受人と合意し契約した案件になります。以上が、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による新潟市農用地利用集積計画です。次をめくっていただいて、最後のページをご覧ください。会長から市長への公告依頼の案となっています。公告については、一番下段に記載しているとおり、6月14日からとなっています。ご承認後は、産業振興課へ公告依頼をさせていただきます。ご審議よろしくをお願いします。</p>
<p>議長(農政振興部会長)</p>	<p>今ほどの事務局の説明について、ご質問、ご意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
<p>議長(農政振興部会長)</p>	<p>皆さんからご質問、ご意見がありませんので、これより審議に入ります。原案のとおり承認するに異議はありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
<p>議長(農政振興部会長)</p>	<p>異議なし、ということですので、原案のとおり承認と決定いたします。以上で、農政振興部会所掌の議事は終了しましたので、議長を虎澤会長と交代いたします。</p>

議長(会長)	<p>鈴木農地部会長さん，別所農政振興部会長さん，ありがとうございました。以上で，議事として提案した案件について終了しましたが，その他として，委員の皆さんから何かありませんか。</p> <p>(なし)</p>
議長(会長)	<p>それでは，事務局から何かありませんか。</p>
小林次長	<p>本日お配りした資料1 令和3年6月中央農業員会業務予定表をご覧ください。左が会長，農地部会関係，右が農政振興部会関係，その他となっております。農地法関係の許可，届出ですが，4日，15日，24日が届出の締切日，10日が許可申請の締切日となっております。15日は，午前10時30分から県農業会議の常設審議委員会がJA新潟ビルで行われます。虎澤会長からご出席いただきます。24日は，午後1時30分から県農業会議の第130回通常総会並びに市町村農業委員会会長会議が新潟東映ホテルで行われます。虎澤会長からご出席いただきます。25日は，午後1時15分から入札室で東ブロック対策委員会が，また301会議室では南ブロック対策委員会が開催されます。午後2時から第1地域調査委員会が入札室で予定されております。28日は，午後1時から会長室で委員への女性登用に関する要請を行うにいがた女性農業委員の会会長らと虎澤会長が面会いたします。また，午後1時15分から亀田・横越ブロック対策委員会が入札室で，午後2時から第2地域調査委員会が予定されております。6月定例総会につきましては，30日の午後2時から302会議室で開催させていただきます。業務予定については，以上でございます。</p> <p>また，令和4年度農林関係税制改正に関する要望について，お話しさせていただきます。配布資料はございませんが，皆様にお話ししておりました令和4年度農林関係税制改正に関する要望について，提出がございませんでしたので，要望事項はなしとして，新潟県農業会議に報告させていただきます。以上でございます。</p>
議長(会長)	<p>ただ今，事務局から報告，説明がありましたことについて，何かご質問，ご意見はありませんか。</p>

議長(会長)	(なし) 他に事務局からありませんか。
議長(会長)	(なし) 他にないようですので、以上で5月定例総会を閉会いたします。

議事録に相違ないことを認める。

議 長 虎澤栄三

署名委員 鈴木健二

署名委員 小熊義信
